

きのこ

【異物混入防止の取り組み】

異物混入の防止は、きのこの生産販売において重要な課題となっています。対策はできることを確実に行うことが大切です。また、「計画・実行・評価・見直し」を繰り返すことにより、衛生管理のレベルアップを目指しましょう。

1 危険度(リスク)の評価 (リスクの重大なものから取り組む)

- (1) 軽微な問題 (改善を推奨) リスクは少ない、ミスの可能性はない。
- (2) 潜在的な問題(改善が必要) 改善しなければ重大な問題になる(潜在的リスク)。
- (3) 重大な問題 (早期に改善が必要) 重大なリスクまたは管理の欠陥。
- (4) 喫緊の問題 (直ちに改善が必要) 差し迫った重大なリスク。

・・・以上の観点から、各々の栽培施設において、危険度(リスク)を確認してみましょう

2 5S運動(整理、整頓、清掃、清潔、習慣)

作業工程における、異物混入のリスク回避及び作業時間の軽減につながります。

- (1) 「いるもの」と「いないもの」の分別 ⇒ 「いないもの」を処分する。
⇒ 「いるもの」を所定の場所に納める。
- (2) 「わかりやすく、使いやすく」 ⇒ 作業しやすく、取り組みやすくする。
- (3) 「きれい」の基準は個人差が大きい ⇒ 統一した認識を共有し、基準を設ける。
- (4) 時期を明らかにする ⇒ 毎日すること・定期的にする・シーズンオフにすること。

3 施設設備(リスク要因を侵入させない、持ち込まない、取り除く)

- (1) 施設内への動物、鳥、昆虫の侵入防止対策をとる。
- (2) 衛生管理に必要なものを整えておく。(給水、洗浄、殺菌、照明、鏡等)
- (3) 清掃が行えるよう、機器、コンテナ、備品等はできるだけ移動ができるようにする。
- (4) 備品や工具等は決められた場所に保管し、作業等に不要なものを放置しない。
- (5) 汚染エリア(出入口、トイレ、更衣室、休憩室)と清潔エリアを区分し、誰が見ても分かるように表示しておく。

4 取り組みの「計画・実行・評価・見直し」

- (1) 生産に携わる人全員がリスクを認識して共有する(意識・認識を共有)。
- (2) 経営者は生産に携わる人全員に必要な教育、指示を行う。
- (3) 何をすべきかを計画し、実行方法をルール化して、表示する(目にみえる形で)。
- (4) 実施する衛生管理行為について記録表を設け、実行されているか確認する。
- (5) 実行結果に対する評価を行う。
- (6) 計画の見直しが必要か検討する。(衛生管理行為：身支度、清掃の方法等)

こうした、リスクの検討や5S運動を行うことは、様々な経費の削減にもつながります。燃油、資材費高騰が続く中、これらの徹底が極めて重要と言えます。

(参考) G A P 指導者養成研修資料